（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項中「第十八条第九号」を「第二十三条第十一号」に改める。

（科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第五条　科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（独立行政法人国立病院機構法施行令及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構法施行令の一部改正）」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第五条　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十四条」の下に「及び第二十二条第四項」を加え、「次に掲げる者」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）」に改め、同項各号及び同条第三項を削る。

附　則

この政令は、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二十号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（損害保険料率算出団体に関する法律施行令の一部改正）

第一条　損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「は、同法」を「においては、同法（第七条、第十二条第一項第三号及び第五号、第十二条の二第五項、第十九条の三、第二十七条並びに第四十八条第二項を除く。）」に改め、「（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）」を削り、「「事務所」と」の下に「読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」を加え、同条に次の表を加える。

読み替える同法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条第一項第三号	会社	損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。以下同じ。）
第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所
第二十七条	商号の登記は	名称の登記は
	商号が	名称が
	商号と	商号又は名称と
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所
	商号の登記に	商号又は名称の登記に
	営業所の	営業所（会社にあつては、本店）又は主たる事務所の
第四十八条第二項	支店	従たる事務所
	会社成立	損害保険料率算出団体成立

2　第二条に次の一項を加える。

法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第三項	会社	損害保険料率算出団体
	支店	従たる事務所
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称
第四十八条第一項	本店	主たる事務所
	支店	従たる事務所
第四十八条第二項	支店	従たる事務所
	会社法第九百三十条第二項各号	損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号
	会社成立	損害保険料率算出団体成立